

## 第 1 回 多治見市合流区域雨水排水対策協議会 議事録

第 1 回多治見市合流区域雨水排水対策協議会を開催した。

### 1. 協議会要綱の了承

事務局より、協議会の要綱について説明した。協議会の名称をわかりやすく表現することを条件に、事務局案（別紙参照）は了承された。

次の意見等があった。

#### （主な意見）

- ・協議会名称に含まれる「合流区域」という表現が一般的でないため、何を指しているのかわかりづらい。
- ・土岐川浸水被害区域は固定されたものではなく、発生した時期によって区域が異なるため、表現に注意した方がよい。
- ・排水路や雨水渠等の施設を対象とした雨水排水対策のみを検討対象とするのではなく、浸水被害に対する対策も合わせて取り組んでいくべきではないか。

#### （事務局の対応方針）

- ・市民がイメージしやすい言葉を用いる等、表現を工夫する。
- ・なお、洪水対策の一部として雨水排水対策があると認識している。

### 2. 協議会会長の着任

協議会要綱が了承されたことを受け、多治見市長が協議会会長に就任した。

### 3. 台風 15 号豪雨災害の浸水被害状況について

事務局が、平成 23 年 9 月に発生した台風 15 号豪雨災害の関連資料として、①降雨の状況、②河川水位等の状況、③各排水ポンプ場の稼働状況、④浸水被害の状況に関する資料の提示と説明を行った。

次の意見等があった。

#### (1) 笠原川横断管内のゲート操作について

##### （主な意見）

- ・今回、浸水が発生した平和町へは、笠原川横断管を通過して笠原川右岸流域にて発生した水が流入している。笠原川横断管内のゲートが設置されているので、ゲートを全閉することにより、平和町に集まる水を減らすことができないか？

##### （事務局等の返答）

- ・ゲートを全閉することが可能かどうかは、協議会の中で検討する。

#### (備考) 現状

笠原川右岸流域（笠原川右岸ポンプ場地点）にて発生した水は、普段は、笠原川横断管から、平和町を通過して、その後、池田下水処理場へ流入している。平和町にある脇之島排水機場が稼働した場合は、平和町に集まる水を少なくするためゲートを閉鎖している。ただし、ゲートは全閉するのではなく、池田下水処理場へ送る汚水量を計画値（＝池田下水処理場にて処理する水量分）以下とするため2%程度、開けている。

### (2) 脇之島排水機場地点での観測水位

#### (主な意見)

- ・脇之島排水機場地点での内水（平和町水位）と外水（土岐川水位）の水位が同じ程度となっている。外水の水位と内水の水位が同じ程度となるということは、ポンプが機能していないのと同じである。提示した資料の水位は、本当に内水位を表しているのか。

#### (事務局等の返答)

- ・外水位上昇時にはゲートを全閉しポンプにて内水排除を行うが、降雨規模に対して整備済みのポンプ能力が小さいために、内水が外水を上回る時があった。当日は、少しでも内水を排除し水位を下げるために、職員が内水と外水の水位を確認した上で、ゲートを開放していた。このため、結果的に内水（堤防内水位）の水位と外水の水位が同じ程度となった。
- ・ゲート操作をしない場合は、内水が外水を上回り、浸水被害が拡大したと考えられる。
- ・水位観測地点の零点は、外水・内水とも同じ標高（+86.02m）であり、外水位は脇之島排水機場放流ゲートの外側で、内水は脇之島排水機場の前池にて観測している。

### (3) 浸水箇所

#### (主な意見)

- ・浸水箇所の浸水位、浸水量について調査しているか。

#### (事務局等の返答)

- ・浸水箇所の水位（浸水位）や浸水量に関しては、現在調査中であり、次回の協議会にて報告する予定である。
- ・後日、浸水状況を撮影した画像データを提示したいと考えている。

## 4. 協議会の方針、日程について

事務局より、協議会の方針と日程について説明を行った。了承を得た。

## 5. その他

### (1) 土岐川河川改修の経緯と浸水軽減のための方策

岐阜県河川課より、①土岐川河川改修の経緯と、②現在の池田下水処理場周辺部は、旧河道を埋め立てて陸地にした区域であるため、周辺地域の水が集まりやすい地形となっていること等の説明があった。

これを受けて、次の意見等があった。

**(主な意見)**

- ・平和町はもとは氾濫域であったため、浸水の危険度が高い地域である。現在、平和町は、都市計画における市街化区域（開発を積極的に行う区域）に指定されているが、平和町は本当に市街化区域としておくべきか。さらには、建築基準法（建築制限）の指定を含めた検討を本協議会の中で、災害危険区域の観点を踏まえて議論してほしい。

**(事務局等の返答)**

- ・「平和町を市街化区域とすべきか。」という議論は、平成8年の市街化区域設定の際にも問題となった。今回の協議会の中で、議論していきたいと考えている。

**(2) 県及び国の浸水対応方針**

県及び国の対応方針の説明があった。

**(県の対応方針)**

県河川課より、もともとの土地が持っている地形を踏まえて、地域に適した形でハード対策（河川改修、排水対策、流域貯留等）、ソフト対策（内水ハザードマップの作成、浸水位置を示す表示板の設置、ボランティア団体との連携等）を実施していくことが重要であり、県として実行可能なことは実施していく予定である等の説明があった。

**(国の対応方針)**

庄内川河川事務所より、役割分担を明確にした上で、国として対応可能なことを、実施していく予定である等の説明があった。

**(3) その他の意見**

**(主な意見)**

- ・台風15号豪雨時においては観音寺川の氾濫があった。池田保育園等では、雨に弱い砂礫層に囲まれているため、土石流の発生を警戒している。今回の協議会において、当該地域の浸水対策だけではなく、多治見市全域を視野に入れた防災対策を議論できないのか。

**(事務局等の返答)**

- ・市全域を視野に入れた対策となると話が大きくなるため、今回の協議会では、該当地域における具体的な浸水対策を検討するものと考えている。

**6. 事務連絡**

- ・第2回協議会の日程を、H23.12.16までに決定したいと考えている。  
(12/14までに、H24年1月下旬～2月上旬の予定を教えてください。)